

－改訂版編集にあたっての主な見直しポイント－

図書名①山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針・同解説 (解説改訂版)

「山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメント指針」は、平成8年7月5日に労働書(現厚生労働省)から公表され、本会では、労働省労働基準局安全衛生部安全課監修のもと、この指針について必要な解説を適切に記載した「指針・同解説」を平成9年3月に発行した。この指針は、山岳トンネル工事の事業者自らが施工計画の段階および施工途中における労働災害の防止のために必要な安全衛生対策をチェックし、かつ特有災害の危険性を評価してランク付けを行い、その危険度のランクに見合った安全衛生対策を策定するために作成され、現在でも活用されている。各種法令等が改定されてきているとともに、標準示方書も改訂・発刊された。一方では近年、重篤な爆発事故や道路陥没事故も発生した。

このような状況を踏まえ、本会安全環境小委員会では、山岳アセスメントワーキングを設置し、指針・同解説の内容を検討、このたび、現指針はそのままに、事故から得られた知見や改訂された各種法令・規則、トンネル標準示方書などから、指針に反映すべき事項を含めた必要な事項を「山岳トンネル工事に係るセーフティ・アセスメント指針・同解説」解説改訂版として取りまとめたものである。

本書では、現指針はそのままに、改訂された各種法令などや最新の安全衛生対策や国土交通省・厚生労働省の報告書をもとに、指針に反映すべき事項を含めた必要な事項を解説にまとめている。

(目次構成)

はじめに、第1章基礎資料の収集(第1段階の進め方)、第2章基本的事項に関する安全衛生対策評価表(第2段階の進め方)、2.1 施工管理体制、2.2 調査、2.3 掘削、2.4 ずり処理、2.5 坑内運搬設備、2.6 支保、2.7 覆工、2.8 工事中設備、2.9 作業環境、2.10 可燃性ガス対策、2.11 酸欠、有害ガス対策、2.12 坑内火災対策、2.13 緊急時連絡設備、避難通路等、2.14 救護体制、2.15 その他、第3章特有災害の危険度のランク付け(第3段階の進め方)、3.1 ガス爆発、3.2 坑内火災、3.3 異常出水(坑内からの出水)、3.4 異常出水(坑外からの流入)、3.5 落盤等、第4章特有災害の危険度危険度に見合った安全衛生対策の検討(第4段階の進め方)、4.1 ガス爆発に関する安全対策、4.2 坑内火災に関する安全対策、4.3 異常出水(坑内からの出水)に関する安全対策、4.4 異常出水(坑外からの流入)に関する安全対策、4.5 落盤等に関する安全対策、参考資料：通達指針本文

②図書名：シールド工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針・同解説
(解説改訂版)

「シールド工事に係るセーフティ・アセスメント指針」は、平成7年2月24日に労働省(現厚生労働省)から公表され、本会では、労働省労働基準局安全衛生部安全課監修のもと、この指針について必要な解説を適切に記載した「指針・同解説」を平成7年10月に発行した。この指針は、シールド工事の事業者自らが施工計画の段階および施工途中における労働災害の防止のために必要な安全衛生対策をチェックし、かつ特有災害の危険性を評価してランク付けを行い、その危険度のランクに見合った安全衛生対策を策定するために作成され、現在でも活用されている。しかしながら、その後、各種法令等が改定されてきているとともに、標準示方書も改訂・発刊された。一方では近年、重篤な崩壊水没災害が発生し、国土交通省ではシールドトンネル施工技術安全向上協議会、また、厚生労働省では安全対策検討会を設置し、それぞれ成果をとりまとめた。

このような状況を踏まえ、本会安全環境小委員会では、シールドアセスメントワーキングを設置し、「シールド工事に係るセーフティ・アセスメント指針・同解説」の見直し・検討を進め、このたび、シールド工事に係るセーフティ・アセスメント指針・同解説」解説改訂版として取りまとめたものである。

本書では、現指針はそのままに、改訂された各種法令などや最新の安全衛生対策や国土交通省・厚生労働省の報告書をもとに、指針に反映すべき事項を含めた必要な事項を解説にまとめている。

(目次構成)

はじめに、第1章基礎資料の収集(第1段階の進め方)、第2章基本的事項に関する安全衛生対策評価表(第2段階の進め方)、2.1 施工管理体制、2.2 調査、2.3 坑外設備、2.4 立坑設備、2.5 掘削機械、2.6 坑内運搬設備、2.7 電力設備、2.8 給・排水設備、2.9 換気設備、2.10 施工、2.11 作業環境、2.12 緊急時連絡設備、避難通路等、2.13 救護体制、2.14 その他、第3章特有災害の危険度のランク付け(第3段階の進め方)、3.1 ガス爆発(可燃性天然ガス)、3.2 ガス爆発(都市ガス)、3.3 坑内火災、3.4 酸素欠乏空気、有毒ガス中毒、3.5 異常出水、第4章特有災害の危険度に見合った安全衛生対策の検討(第4段階の進め方)、4.1 ガス爆発に関する対策(可燃性天然ガス)、4.2 ガス爆発に関する対策(都市ガス)、4.3 坑内火災に関する対策、4.4 酸素欠乏空気、有毒ガス中毒に関する対策、4.5 異常出水に関する対策、参考資料：通達指針本文